

Q 育成を目指す資質・能力とは？

A 「生きる力」をより具体化し，教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を，

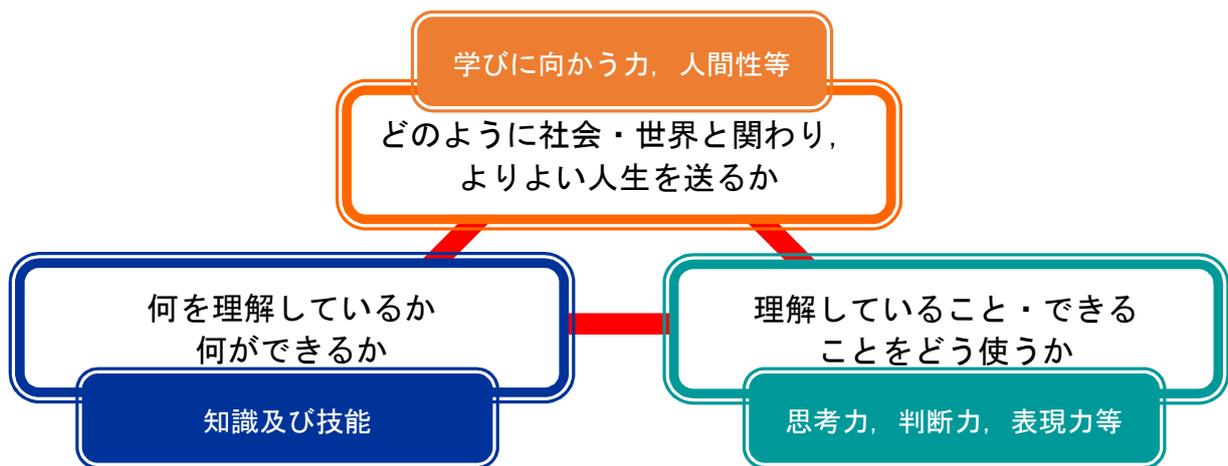
ア 何を理解しているか，何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）

イ 理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）

ウ どのように社会・世界と関わり，よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

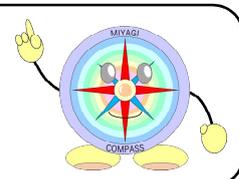
の三つの柱に整理するとともに，各教科等の目標や内容についても，この三つの柱に基づく再整理を図るよう示された。

（特支小中学学習指導要領解説総則編 第1編第1章第2節1②）を基に作成



（文部科学省（令和2年4月）「特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料」第1編第1章3）

資質・能力の三つの柱の育成が，バランスよく実現できるよう留意する必要があります。各教科の具体的な資質・能力については，学習指導要領に示されている各教科の目標及び内容を確認しましょう。



Q 学習評価とは？

A 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。

「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするために、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。



（特支小中学学習指導要領解説総則編 第3編第2章第4節3(1)、
特支高学習指導要領解説総則編 第2編第2部第1章第4節3(1)）を基に作成

障害のある児童生徒に係る学習評価については、一人一人の児童生徒の障害の状態等に応じた指導と配慮及び評価を適切に行うことを前提としつつ、特に以下のような観点から改善することが必要である。

- ・ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。

（中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（H31）「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」）

観点別学習状況の評価の観点

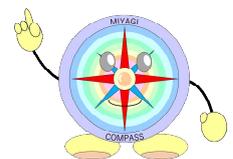
知識・技能

思考・判断・表現

主体的に
学習に取り組む態度

学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わりません。個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

特別の教科 道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、特別活動についても、学習指導要領で示したそれぞれの目標や特質に応じ、適切に評価します。

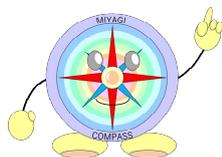
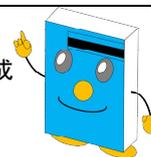


Q 主体的・対話的で深い学びとは？

A 「育成を目指す資質・能力」を踏まえた授業づくりの実現に向けて、取り組むべき授業改善の視点である。

<p>主体的な学び</p> <p>主</p>	<p>学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。</p>
<p>対話的な学び</p> <p>対</p>	<p>子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。</p>
<p>深い学び</p> <p>深</p>	<p>習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。</p>

（特支小中学習指導要領解説総則編 第3編第2章第4節1，
特支高学習指導要領解説総則等編 第2編第2部第1章第4節1）を基に作成



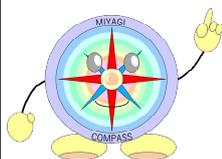
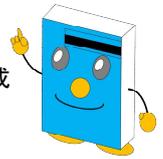
第2章で「**授業改善の視点（主体的・対話的で深い学び）**」（p. 2-32～p. 2-34）を提案しています。

授業づくりをしたり、授業改善をしたりするとき、目の前の児童生徒の実態に合わせてこの視点を活用してみてください。

Q 見方・考え方とは？

A 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、**各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」**である。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、**習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要**である。

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 各教科の解説等に記述）を基に作成



特支小中学学習指導要領解説各教科等編では、各教科等の「見方・考え方」について記載してあります。それを、次のページ以降にまとめました。（p. 1-21～p. 1-23）

「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善を行う際に、参考にしてみてください。

参考

各教科等の「見方・考え方」

(知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校)

生活科「生活に関わる見方・考え方」

「生活に関わる見方・考え方を生かし」とは、身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとする事

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第1の2(1))

国語科「言葉による見方・考え方」

「言葉による見方・考え方を働かせ」とは、児童（生徒）が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第2の2, 第4章第5節第1の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第4節第1の2)

社会科「社会的な見方・考え方」

社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」である

「社会的な見方・考え方を働かせ」ることは、視点や方法（考え方）を用いて、調べ、考え、表現して、理解したり、学んだことを社会生活に生かそうとしたりすること

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第2の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第5章第4節第2の2)

算数・数学科「数学的な見方・考え方」

事象を数量や図形及びそれらの関係などに注目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、総合的・発展的に考えること

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第3の2①, 第4章第5節第3の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第4節第3の2①)

理科「理科の見方・考え方」

〔見方〕 「生命」を柱とした区分では、主として多様性と共通性の視点で捉えること

「地球・自然」を柱とした区分では、主として時間的・空間的な視点で捉えること

「物質・エネルギー」を柱とした区分では、主として質的・実体的な視点で捉えたり、量的・関係的な視点で捉えたりすること

〔考え方〕 生徒が問題解決の過程の中で用いる、比較、関係付け、条件制御、多面的に考えることなど

(特支小中学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第4の2, 特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第4節第4の2)

音楽科「音楽的な見方・考え方」

音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第4の2、第4章第5節第5の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編(上) 第2編第2部第5章第4節第5の2）

図画工作科・美術科「造形的な見方・考え方」

感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第5の2）

表現及び鑑賞の活動を通して、よさや美しさなどの価値や心情などを感じる力である感性や想像力を働かせ、対象や事象を、造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第6の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第6の2(1)）

体育科・保健体育科「体育の見方・考え方」

運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自分の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第6の2、第4章、第5節第7の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第7の2(1)）

体育科・保健体育科「保健の見方・考え方」

個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第4節第6の2、第4章第5節第7の2、
特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第7の2(1)）

職業・家庭科「職業に係る見方・考え方」「生活の営みに係る見方・考え方」

高等部 職業科「職業に係る見方・考え方」 高等部 家庭「生活の営みに係る見方・考え方」

職業に係る事象を、将来の生き方等の視点で捉え、よりよい職業生活や社会生活を営むための工夫を行うこと

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 中学部職業分野 第4章第5節第8の3(1)、
特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第8の2）

家庭分野が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る事象を、健全で豊かな家庭生活を営む視点で捉え、生涯にわたって自立し共に生きる生活を創造するために、よりよい生活を工夫すること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 中学部家庭分野 第4章第5節第8の3(1)）

家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・共同、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生涯にわたって自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫すること

（特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第9の2）

外国語活動・外国語科「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、目的・場面・状況等に応じて、情報や自分の考えなどを形成、整理、再構築すること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第6章第2款2(1)）

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること

（特支小中学学習指導要領解説各教科等編 第4章第5節第92(1)、
特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第10の2）

情報「情報に関する科学的な見方・考え方」

事象を、情報とその結び付きとして捉え、情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミングやモデル化・シミュレーションを行ったり情報デザインを適用したりすること等）により、新たな情報に再構成すること

（特支高学習指導要領解説知的教科等編(下) 第2編第2部第5章第4節第11の2）

特別の教科・道徳「道徳科における見方・考え方」

※小学校又は中学校に準ずる。

「考え、議論する道徳」を目指す今回の小・中学校学習指導要領の改訂の趣旨に照らして考えると、道徳科における「深い学び」の鍵となる「見方・考え方」は、今回の改訂で目標に示されている「『様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで（広い視野から）多面的・多角的に捉え、自己の（人間としての）生き方について考えること』であると言える。」

（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)(中教審第197号)平成28年）

総合的な学習の時間「探究的な見方・考え方」

※中学校に準ずる

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けるという総合的な学習の時間の特質に応じた見方・考え方のこと

（中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編 第2章第2節1(1)）

※ 高等部については、「高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編 第3章第2節1(1)」を参照

特別活動「集団や社会の形成者としての見方・考え方」

※小学校又は中学校、高等学校に準ずる

各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけること

（学習指導要領解説 特別活動編 小学校第2章第1節1(2)、中学校第2章第1節1(2)、高等学校第2章第1節1(2)）

※ 高等部の「主として専門学科において開設される各教科」については、特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編(下)参照

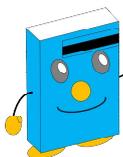
Q カリキュラム・マネジメントとは？

A 各学校においては、

- ① 児童又は生徒や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）**に努めるものとする。

- ④ **その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の(3)のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。**



（特支小中学学習指導要領 第1章第2節4）（特支高学習指導要領 第1章第2節5）を基に作成
 ※上記「第3節の3(3)イ」は、特支高学習指導要領では「第2款の3(5)イ」となっている

①，②，③は，全ての学習指導要領に記載されています。④は，特別支援学校学習指導要領にのみ記載されています。「児童又は生徒に何が身に付いたか」というところがポイントです。

